



知財パラダイム革命

⑥

公益社団法人 知財登録協会(SIR)

会長(兼理事)長

玉井 誠一郎 先生

知財幻想から覚醒するための善知識

9月30日に阪大で開催された「2016SIRシンポジウム」において、協会名譽理事・賛助員の中村修二ノーベル賞受賞者は、日米での知財裁判の経験に基づき、知財に関する日本の司法制度を厳しく糾弾するとともに、日本の特許価値はゼロに等しく出願の意味はないことや自身の開発経緯から不正な特許出願(情報捏造)がまかり通る嘘つき天国日本になっていると断じました。これが特許に代表される出願知財の二皮むいた実相です。

第6回 知財幻想(その4) 日米の司法制度と非出願知財戦略

特許裁判に見る日本の出願知財(特許)問題

日本の特許裁判は、米国のように証拠開示プロセス(ディスカバリー制度)やその情報に基づく裁判所での喧々諤々の尋問応答が無く、提出書面確認と次回開廷日を定めるわずかな数分の開廷で、闇のプロセスを経て判決が下される仕組みになっています。

また大企業や多数者の利益を優先する利益衡量という判決基準や過去の判例に従う判例主義により、たとえ勝訴しても損害賠償額は少なく裁判費用を賄えないことが多い。

更に不正特許の存在として、中村教授が世界で初めて青色LEDの開発に成功した時期より数年も前から大企業の青色LED特許が続々と出願・登録になっていくことに對して、もしこれが米国であれば

特許裁判の証拠開示プロセスによって真実が明確になり虚偽罪に問われ特許無効や懲役刑に処せられるところ、日本では何の罪にも問われないのは著しく社会的公平性を欠く制度であり、嘘つき天国と言わざるを得ないと糾弾しました。

特許法に関しても、第29条で特許にする要件を述べる一方、第123条で特許を無効にできるという「マッチポンプ」的で、特許の許認可責任(知財PL責任)を問わない無責任な法律であり、公正社会実現にはこれらを含む司法制度改革が求められます。

非出願知財(守秘知財)は、商品力の要

著作知財や守秘知財のような非出願知財は、特許のような攻撃的排他独占権絶対的独占権ではなく、盗用などの不正行為から事業を守る防衛的独占権(相対的独占)

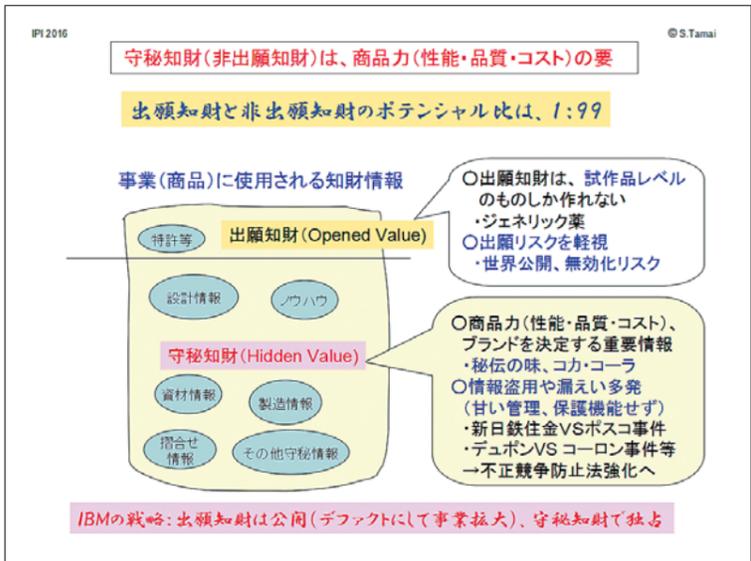


図1 非出願知財(守秘知財)は商品力の要

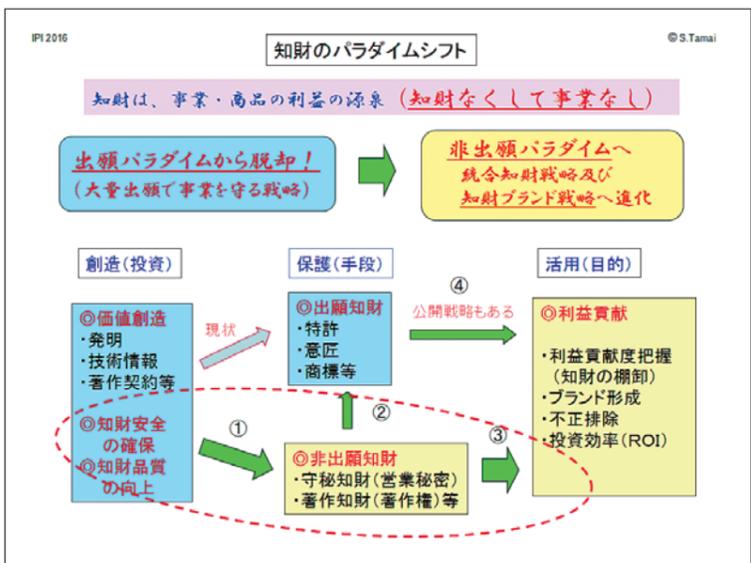


図2 知財のパラダイムシフト(クローズオープン戦略)

独占)です。出願知財はその強い排他権によりイノベーションを阻害することが実証されていますが(注:書籍『反知的独占』等)、非出願知財は独自開発した知財の共有が可能です。商品や事業には多くの知財情報を使用されています。知財のない商品はすぐにマネされ価格競争に陥り競争力を失います。『知財なくして事業なし』といわれるゆえんです。

特に守秘知財は、図1に示すように氷山の水面下にある隠れた価値(Hidden Value)として、商品力すなわち、性能品質・コストを決める価値の高い情報です。特許明細書をいくら読んでもせいぜい試作品どまりでとても商品は作れません。特許切れ薬(ジェネリック薬)は、物質特許である成分は同じでも、その作り方は秘密にされているため効能が異なるといわれています。このことは、日本の著名な製薬会社の社長も認めていました。同じ材料(物質成分)を用いた料理でも、素人とプロ料理人の作るものはその作り方のプロセスやノウハウが違うので出来栄が格段に違うことに似ています。

以前中国の薄型テレビ製造会社に行っただけでこの薄型テレビは我が社製とそっくりだと言ったところ、経営者が言うには、おたくの元工場長が半年前に来てくれ



玉井 誠一郎 先生の略歴

大阪大学工学部・同大学院卒。パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発事業責任者として半導体知財戦略TF統括、大阪大学客員教授等を歴任。著書:知財インテリジェンス、知財戦略経営概論等。博士(学術)

て、部品調達先、組み立て方、検査方法、サービス方法など製造に係るすべてを教えてくれたと語ったことを聞きました。これは典型的な守秘知財の漏洩・流失事例で、開発リスク0、開発費0でキヤッチアップされたものです。現在に至るまで、この守秘知財の事業や商品に係る重要性認識の欠落により、特許を出してれば事業が守れるという誤解や幻想が染み付き、この様な重大な不正行為に對しても法的処置が打たれず放置状態にあります。大手電機メーカーをはじめ日本の産業競争力低下の大きな原因は、言うまでもなく非出願知財の軽視にあります。かつて発明王エジソンは、発明は1%のひらめきと99%の汗と言いましたが、まさにこの99%の部分が守秘知財に相当

今後AI(人工知能)の知財分野への応用が始まり、出願系業界(弁理士等)の仕事の90%が置換され、品質及びコストの大幅改善が図られるでしょう。

ところで、知財マネジメントで先行するIBMはより進んだ知財戦略をとっています。それは、自社の仕様を世界標準(デファクトスタンダード)にするために自社の持つ事業に必須の特許を格安もしくは無償ライセンス(オープン化)する反面、事業実施に必要な情報は守秘知財にして事業拡大と独占の両立を狙う戦略です。

日本では、トヨタが燃料電池の事業普及のために特許公開(無償公開)しました。その昔松下電器創業者の幸之助は、フィリップスの持つラジオの基本特許を買取りましたが、それを競合他社に無償公開しました。曰く「松下がこの特許で事業独占したら、大きくなるラジオ産業がしぼんでしまふ、特許がなくともノウハウや営業力で競争できる」として、ラジオ産業発展のために虎の子の特許を公開しました。私益と公益のバランスが取れた実話です。

このように、特許でがんにがらめに縛り上げると事業がガラパゴス化してしまふため、むしろ公開し事業全体を広げて守秘知財で勝負する戦略をとることが有望と考えられます。

また、ノウハウなどの守秘知財だけでライセンス契約することもできます。非出願知財へのパラダイムシフトの時期に來ています。

今回は、大学知財について論考します。(以上)

し、商品価値の大半を占めるものです。

非出願知財戦略(知財マネジメントの奥義)

図2は、今後の知財パラダイムシフトを示したものです。前号でも述べたように現在の知財パラダイムは、開発すればまずは特許出願と言う出願パラダイムです。出願リスクやコストは考えず、とにかく大量出願によるクロスライセンスで事業を守るという知財経営レベル(注:米国で研究された知財ピラミッドモデル)で言えば5段階中最下位の非高率なことをしているの

が日本企業の現状です。この出願市場は国内だけで1兆円以上に達し、160万案件の特許がありますがほとんど休眠死蔵されています。出願パラダイムは、オープン(特許出願)戦略になります。

これに對し、オープン・クローズ(特許出願と守秘知財)戦略も考えられていますが、ほとんど機能していませんでした。しかしこれからは、開発技術情報をまずは守秘知財にし、その中から一部(例えば100件の技術・発明があればその1~2件)を出願する非出願知財をファーストにするクローズ・オープン戦略にチェンジす

る必要があります。

この場合開発現場は、開発技術情報をデジタルデータ(文書、図面、写真、音声、映像)にして、その時の存在証明および非改ざん証明としてタイムスタンプを押して秘密情報管理することが重要です。このためにはその情報管理の体制、規則、関係者への周知徹底などの構築・運営が必要で、開発チーム内での情報共有と秘密管理の両立が肝になります。また、先行知財を踏まないための調査対策や知財品質確保のための工夫(言葉の限界を補完する写真や映像情報の追加等)も要求されます。